

シヤイボ事件

——アメリカ合衆国における尊厳死をめぐる新展開——

谷 直 之

I. 問題の所在

二〇〇四年から二〇〇五年にかけて、フロリダ州の植物状態にある女性患者テリ・シヤイボの尊厳死^{〔1〕}を求める夫マイケル・シヤイボと、尊厳死に反対するテリの両親・シンドラー夫妻との争いが、にわかにも全米の注目を浴び、連日、メディアを騒がせることになった。一般にシヤイボ事件と呼ばれているこの事件は、当初はフロリダ州の一人の女性の尊厳死をめぐる親族間の争いにすぎなかったが、やがて、司法のみならず、州の行政、立法、さらには連邦の司法、行政、立法諸機関をも巻き込んで、全米を二分する大きな論争へと発展していった。

アメリカ合衆国における尊厳死問題については、一九七六年のカレン・クインラン事件ニュージャージー州最高裁

判決以来、ほとんどの州で尊厳死法ないしは自然死法と呼ばれる州法の整備が進んできており、また、一九九〇年のクルーザン事件連邦最高裁判決で、連邦最高裁がミズーリ州の尊厳死法の合憲性を認めたことにより、既に決着済みの問題であると考えられてきた。にもかかわらず、なぜ今回、この事件が全米を二分するような論争に発展したのか。その背景には、いくつもの特殊な事情を抱えている現在のアメリカ合衆国の姿が読み取れるように思われる。そして、この事件の背景を理解することは、今後のアメリカ合衆国における尊厳死、安楽死（医師による自殺幫助）、さらには堕胎問題をめぐる展開を占う上でも、非常に重要なことであると考えられる。

本稿は、まずこのシャイボ事件がどのような事件であったのかということ、テリの人工延命措置の中断を認める州裁判所の終局的な判断が下されるまで、フロリダ州知事と州議会の介入、合衆国大統領と連邦議会の介入の三つに分けて概観し、そこでの論点とともに、この論争の背景にある現在のアメリカ合衆国の政治的事情について考察を加える。そして最後に、シャイボ事件がアメリカ合衆国における堕胎問題や安楽死問題に与える影響について考察を加えたい。なお、事件の経過は非常に複雑で、些事にわたる部分が多く含まれているが、事件の顛末を正確に記録するという意味も含めて、敢えて記載することとした。

II. 事件の概要

一九九〇年二月二五日、当時二六歳であったテレサ・マリー・シャイボ（愛称テリ）は、摂食障害によるカリウム不足等が原因と見られる心臓発作により心停止状態になった。夫のマイケル・シャイボの通報により、病院に搬送さ

れたが、心肺停止による低酸素症で脳機能に多大な損傷を負い、そのまま一度も意識を取り戻すことなく、いわゆる植物状態に陥った。延命措置の中断を望むというテリ本人の意思を示すリビング・ウィル等は残されていなかった。^⑥ テリの両親、シンドラー夫妻はカトリック信者で、この頃まではテリの両親とマイケルとの関係は良好で、テリの入院先近くに同居しながら、共に献身的にテリの看護にあたったとされる。また夫マイケルは医療専門学校にも通い、看護士および呼吸器系医療看護専門家の資格も取得している。同年六月一八日、裁判所はマイケルをテリの後見人に任命したが、この時点では、シンドラー夫妻からの反対もなかった。

マイケルとテリの両親との関係が悪化し始めたのは一九九三年前後のことと言われている。一九九二年、マイケルはテリの摂食障害の治療を担当していた医師らを相手取って、テリに心臓発作の危険性があることは予見できたにもかかわらず対応を怠ったとして医療過誤訴訟を提起し、同年一月、医療機関との和解が成立した。和解金は、およそ一〇〇万ドル、そのうち七〇万ドルは信託財団としてテリの治療費に充てられ、三〇万ドルはマイケルに対する損害賠償・慰謝料として支払われた。この頃、新しい治療法を薦める医療関係者とテリの両親に対して、マイケルは消極的な姿勢を示し始めたため、テリの両親は、当時既に別の女友達との交際が始まっていたとされるマイケルに疑問を抱くようになったとされる。^⑦ すなわち、このままテリが死亡すると、医療過誤の和解金はテリの夫マイケルが相続することになるが、テリとの離婚後にテリが死亡した場合は、和解金はテリの両親が相続することになるといった事情も影響しているとされる。一九九三年七月二九日、テリの両親はマイケルの後見人適格を争い州後見裁判所に提訴したが、一九九四年三月一日、テリの訴訟のための後見人 (guardian ad litem)^⑧ はマイケルが適切にテリの後見を果

たしている」と結論付け、両親の主張は退けられた。

一九九八年五月一日、夫マイケルは、テリが意識喪失前に延命治療を望まないと自分に語っていたと証言し、延命措置の中断を求めてフロリダ州地裁に提訴した。これに対して、テリの両親であるシンドラー夫妻はこれに反対し、以後、三〇件を越える法的措置を求めて裁判所での闘争を繰り返すこととなる。

一九九八年一月二〇日、テリの訴訟のための後見人は、テリが恒常的植物状態にあり、改善の見込みはないとする一方で、マイケルの後見人としての判断には相続問題が潜在的に影響を及ぼしているとも考えられるとの見解を示し、テリが延命措置の中断を望んでいたとするマイケルの証言の証明力は、州法が要求する「明白かつ確信を抱かせるに足る」⁹⁾程度に達してはいないものと評価されるとの報告書を提出した。

フロリダ州地裁での審理は、陪審抜きで、二〇〇〇年一月二四日に開始され、医師や関係者一人からの証言やテリの両親が提出したテリの容態を撮影したビデオ、テリの頭部のCATスキャン画像等を検討した上で、二月一日、審理を担当したグリーア判事は、マイケル側の主張を容れ、テリからの延命措置の中断を認める決定を下した。¹⁰⁾

一方、シンドラー夫妻は、これを不服としてフロリダ州控訴裁判所に控訴するとともに、テリの嚙下能力のテスト実施を州地裁に申し立てたが、グリーア判事によって却下されている。さらに同裁判官は、三月二四日、マイケルから申し立てられていたシンドラー夫妻のテリへの面会制限および写真撮影の禁止を認めたが、同時に、自身で下した裁判所の中断命令の効力を、あらゆる上訴手段が尽きた後三〇日間停止させた。¹¹⁾これによって、テリからの人工延命措置の中断は、司法上の決着が着いた日より三〇日以降後のこととなった。この頃より、シンドラー夫妻はプロ・ラ

イフ派の諸団体より法的な援助を受け始める。

翌二〇〇一年一月二四日、フロリダ州第二控訴裁判所は地裁の判断を支持、同控訴裁判所での再審理請求も棄却された。¹²これに対してシンドラー夫妻からは期間内に上告はなされなかったため、三月二〇日、州控訴裁判所の決定は確定することとなった。これによってテリからの生命維持装置の取り外しは三〇日後の四月二〇日以降となった。¹³シンドラー夫妻は、テリが両親の呼びかけに反応を示すこともあり植物状態にはないとして事実認定を争い、州最高裁に裁量による再審理を請求したが、四月一八日、フロリダ州最高裁はこれを棄却した。¹⁴シンドラー夫妻は即座に、連邦裁判所に救済を求めて提訴した。

これに先立って三月一二日、マイケルは前年三月二四日に出されたグリーンア判事の停止命令を解除するよう申し立てていたが、三月二九日、グリーンア判事はこれを棄却した。しかし、マイケルに対して書面で、四月二〇日の午前一時には取り外しが可能になるとの見解を示した。¹⁵

シンドラー夫妻から人工延命措置中断命令の停止請求が出されたが、四月一〇日、州第二控訴裁判所によってこれが棄却されると、四月一二日、シンドラー夫妻は、今度は当初より審理を担当してきたグリーンア判事の回避を申し立て、さらに同日、州最高裁に対して、裁量により州裁判所の中断命令を停止するよう非常救済を申し立てた。四月一六日、グリーンア判事は回避の申し立てを棄却した。¹⁷

テリからの人工延命装置の中断が予定されていた四月二〇日、連邦地裁は、事物管轄がないとしてシンドラー夫妻からの請求を棄却する一方で、シンドラー夫妻からは上訴に成功する見込みある主張はなされていないとしながら

も、生命尊重という視点から、連邦第一一巡回控訴裁判所へ上訴する場合を考慮し、マイケル側には停止による損害は生じないとして、さらに四日間の停止命令を出した。¹⁸ 結局四月二三日、連邦最高裁は、同裁判所での再審理のための停止請求を棄却した。¹⁹

こうして四月二四日、テリへの人工栄養および水分補給は中断された。テリを看護しているホスピスの看護師らによって経口による栄養および水分補給も試みられたが失敗し、テリは一〜二週間で死亡するものと考えられた。

ところが、マイケルの元女友達が地元のF.M局の番組内で発言し、この発言によって、尊厳死を望むテリの意思を確認したとするマイケルの証言の信用性が崩れたとして、四月二六日、シンドラー夫妻はこの元女友達を証人申請する緊急の申し立てを行った。²⁰ ところが、地裁のグリーンア判事は、新証拠による決定の見直しを一年以内とする州法に抵触するとしてこの申し立てを棄却した。これに対して、シンドラー夫妻は、マイケルの偽証より精神的苦痛を受けたとして損害賠償請求の民事訴訟を提起すると同時に、緊急の暫定的仮差止命令を請求し、この事件を担当することになったケサダ判事は、緊急審問の開催を決定、この民事訴訟に鑑みて、テリへの人工延命措置の再開を命じた。これによってテリには、およそ六〇時間ぶりに人工栄養および水分補給が再開された。

四月三〇日、今度はマイケルが州控訴裁判所にテリの尊厳死を求めて緊急の申し立てを行った。七月一日、同高裁はこれまで係争中の三つの訴訟を一括して三名の裁判官による決定を下した。²¹ これによると、まず尊厳死を認めたグリーンア判事の地裁決定に対するシンドラー夫妻からの救済請求については、適切な不服申し立て期間を過ぎているとして棄却した地裁判断を支持しつつも、事案の性質上、著しく正義に反する場合には、何時でも利害関係者からの

救済請求による見直しが行われうるとし、単なる引き伸ばしのための申し立てを諫める一方で、シンドラー夫妻を利害関係者と位置づけ、最初の地裁決定がなされた二〇〇〇年四月の段階でテリが人工延命措置の中断を選択しなかった、もしくは現段階で選択しないであろうことを証明する堅固な (substantial) 証拠の提示を彼らに求め、それに成功しない限り、テリからの人工延命措置の中断を認めるとの決定を下した。そして、週明けまでの期間、延命措置の中断を停止させた上で、新証拠の審理のため、事案を州地裁に差し戻した。⁽²²⁾ 次に、ケサダ判事による人工延命措置の再開命令、すなわちグリーア判事の尊厳死容認決定に対する停止命令については、他の地裁判事がなした終局判断を、同じ地裁の別の判事が見直す権限はないとして、四月二十六日の決定を破棄した。⁽²³⁾ さらにマイケルから出されていたグリーア判事による尊厳死容認決定の履行請求についても、これを棄却し、その上で、あらためて七月一八日まで新証拠を提出して地裁に申し立てを行うよう、当事者に促した。⁽²⁴⁾

シンドラー夫妻らは、テリの様子をビデオテープで見た医師やテリの看護スタッフ二名を証人申請し、新しい治療の可能性を示唆するとともに、自分達側の医師によるテリの再検査を要求するなどして対応し、グリーア判事は差し戻し審の開催を決定した。そして八月七日、グリーア判事は再度、テリが植物状態にあり改善の見込みはないと認定し、マイケルに対しテリの人工延命措置を八月二十八日以降に中断できると示した。⁽²⁵⁾

シンドラー夫妻は再度、交通が制限されているテリの容態を別の医師に診断させること、およびマイケルを後見人から外すことを求めて不服申し立てを行ったが、八月一〇日、グリーア判事はいずれも棄却した。⁽²⁶⁾ さらに八月一四日、夫妻は頑なにテリの病状の再検査をも拒むグリーア判事を本件の担当から外すことを求めたが、八月一五日、グ

リーア判事自身によって棄却されている⁽²⁷⁾。さらにシンドラー夫妻は、テリを植物状態の患者ではなく、障害者として位置づけ、障害者としての権利保障を求めて新たに訴訟を展開する。これを受けてグリーンア判事は、八月一七日、人工延命措置の中断を一〇月九日以降に延期した⁽²⁸⁾。さらに一〇月三日、州第二控訴裁判所は生命維持治療の中断を無期限に延期した⁽²⁹⁾。一〇月一七日、州第二控訴裁判所は、テリの状態が植物状態であるのか、それとも新しい治療法により改善する余地があるのかを五人の医師によって確認することを決定、地裁に差し戻した。これによると、当事者双方から二名ずつ医師を選び、裁判所も一名の医師を選んで検査に当たらせることとした⁽³⁰⁾。

これに対してマイケルは、一二月一四日、州最高裁に対して一〇月一七日の州高裁の決定の停止を求めるとともに、シンドラー夫妻側との和解の準備があることを示唆した。これを受けて州最高裁は翌二〇〇二年一月一〇日、六〇日以内に和解の結果を提出するように指示して全ての法的手続を停止させる命令を出した。しかし二月一三日、結局両者の和解は物別れに終わり⁽³¹⁾、翌三月一四日、州最高裁はマイケルの請求を棄却した⁽³²⁾。

五人の医師による再検査の結果、マイケルおよび裁判所によって指名された三名の医師はテリには回復の見込みがないと結論付けた。これに対してシンドラー夫妻によって指名された二名の医師は、テリの状態を回復させる可能性のある治療法が存在すると結論付けている。一月二二日、グリーンア判事はテリが回復不可能な植物状態にあると認定⁽³³⁾、翌二〇〇三年一月三日の人工延命措置の中断を決定した⁽³⁴⁾。翌二月一三日、グリーンア判事はシンドラー夫妻に上訴の機会を与えるため、人工延命措置の中断を上級裁判所の判断が下されるまで延期した⁽³⁵⁾。

結局、二〇〇三年六月六日、州第二控訴裁判所は、二〇〇二年一月二二日のグリーンア判事の決定を支持、一〇月

一五日以降にテリの人工延命措置は中断が許されることとなった⁽³⁶⁾。七月九日に州第二控訴裁判所によって、八月二二日には州最高裁によって上訴は棄却され、これで州の司法としての最終決定が下されたことになる。

八月三〇日、シンドラー夫妻は連邦地裁に提訴するが、一〇月一〇日、連邦地裁は管轄権がないとしてこれを棄却した⁽⁴⁰⁾。これに先立って、九月一七日、グリーア判事はテリからの人工延命措置の中断を一〇月一五日と決定した⁽⁴¹⁾。一〇月一四日、州第二控訴裁判所は本決定への介入請求を棄却⁽⁴²⁾、翌一〇月一五日、二度目となるテリからの人工延命措置の中断が行われた。このニュースは全米中で大きくとりあげられた⁽⁴³⁾。

Ⅲ．フロリダ州知事の介入とフロリダ州議会の動き

フロリダ州知事ジェブ・ブッシュ氏は、合衆国大統領ジョージ・ブッシュ氏の実弟である。カトリック信者でもあるシンドラー夫妻は、カトリックをはじめとするキリスト教保守派を中心とするプロ・ライフ派の資金的支援および法的扶助を受けて一連の訴追を行ってきたが、これら諸団体は、共和党の中心的な支持母体でもあった。

これらプロ・ライフ派からの大量の手紙やeメールによる要請を無視しえずに、ジェブ・ブッシュ知事はテリの訴訟に介入することになる。まず、二〇〇三年一〇月七日、ブッシュ知事はシンドラー夫妻を擁護する趣意書を裁判所に提出する⁽⁴⁴⁾。またシンドラー夫妻を擁護していたプロ・ライフ派は、知事権限による介入を命じるブッシュ知事への職務執行令状の発行を求めて、州都タラハシーにあるリオン郡巡回裁判所に請求を行ったが棄却された。さらに同様の請求が州第一控訴裁判所にも行われたが、こちらも棄却されている⁽⁴⁵⁾。

一〇月二〇日、フロリダ州下院は、裁判所による人工延命措置の中断決定に介入することを州知事に認める法案(2003 Fl. H. B. 35-E)を六八対二三、欠席二八という大差で通過させる。⁽⁴⁵⁾翌二一日、同州上院はこれを一部修正の上で二三対一五の賛成多数で可決、即座に下院も同法案を七三対二四で可決した。ブッシュ知事がこれに即時署名し、成立したばかりの州法の規定に従って、サウス・フロリダ大学のジェイ・ウルフソン教授をテリの訴訟のための後見人に指定するとともに、⁽⁴⁷⁾テリへの人工延命措置の再開を命じた。これによって再び、テリの人工延命措置は再開されることとなったが、⁽⁴⁸⁾それは州兵が入院しているホスピスからテリを連れ出すという物々しいものであった。通称「テリ法」と呼ばれるこの州法の概要は以下の通りである。

2003 Fla. Laws 418(要約)

§ 1

- (1) 当該患者が、(a)書面による事前の意思表示を残しておらず、(b)裁判所によって植物状態にあることが確認され、(c)人工栄養と水分補給が中断され、(d)患者の家族がこれに異議を申し立てている場合、州知事は、中断を妨げるための一度限りの (one-time) 停止を命ずる権限を有する。
- (2) 停止を命ずる知事権限は、本法施行後一五日を経過すると失効するが、本法による停止手続の効力には影響を与えない。知事は、何時でも、この停止を解除することができる。この知事の停止命令を遵守するためにとつた行為については、何人も民事上、行政上の責任を問われない。

(3) 停止命令に際しては、州地裁の首席裁判官は、州知事および裁判所への勧告を行うために、患者に訴訟のため
の後見人を指定するものとする。

§ 2 本法は、成立とともに即時施行される。

フロリダ州テリ法の特徴は、後に検討する連邦法と比べてテリ・シヤイボという固有名詞こそ出てこないが、テリ個人を救済するための州法であることは、対象が非常に限定されている点や、一五日間だけの限時立法であることから明らかである。しかし、州司法府によって下された最終判断を行政権限によって事実上覆すことになるテリ法については、早くからその合憲性を疑問視する声も上がっていた。そして、この事件の展開は、フロリダ州の行政府対司法府の争いという様相も呈してくる。

まずマイケル・シヤイボが即日、同法の違憲無効を訴え、ブツシュ知事に対して裁判所が知事命令の効果停止を宣言する宣言判決を求めて提訴した。⁽⁴⁹⁾この訴訟に関して、マイケルは、プロ・チョイス派の ACLU などの支援を受けることとなる。一月四日、ジェブ・ブツシュ知事はマイケル側からの訴訟を棄却するよう州地裁に求めたが、一月八日、ベイヤード判事はこれを退けた。⁽⁵⁰⁾一月一〇日、ブツシュ知事は、その法的効果としてテリへの人工延命措置の継続となる不服申し立てを州控訴裁判所に申し立てる。⁽⁵¹⁾一月一四日、ベイヤード判事は、テリ法にはプライバシーの侵害にあたる部分が存在するとしてブツシュ知事側に反論を提出するように要請し、テリの人工延命措置の継続をもたらした訴訟停止効果を無効にした。しかし同日、州第二控訴裁判所はベイヤード判事の決定を破棄、テリへの

人工栄養および水分補給はとりあえず継続されることとなった。⁽⁵²⁾ さらに十一月十九日、ブッシュ知事はベイヤード判事の忌避を申し立てたが、一二月一〇日、第二控訴裁判所はこれを棄却した。⁽⁵³⁾ さらに翌二〇〇四年二月一三日、州第二控訴裁判所は、フロリダ州テリ法の違憲訴訟においてブッシュ知事が求めていた宣誓証人への尋問をマイケルの請求に基づいてベイヤード判事が棄却していた点について手続違反を認めて同決定を破棄、⁽⁵⁴⁾ さらにシンドラー夫妻が求めていた違憲訴訟への関与についてもこれを棄却していた決定を破棄、⁽⁵⁵⁾ 三月一二日、再びベイヤード判事によってシンドラー夫妻の申立ては棄却されている。四月二三日、州第二控訴裁判所は、州巡回裁判所が事物管轄権を有することを再確認、⁽⁵⁶⁾ これを受けて五月六日、州巡回裁判所のベイヤード判事は、州テリ法に対して違憲判断を下した。その理由は、テリ法が、権力分立を定めた州憲法に照らして限度を超えた立法権から行政権への権限委譲である点、プライバシー権の侵害に当たる点で文面上違憲であり、さらに州知事に司法機関の終局判断を結果的に覆す権限を与える点、遡及適用によるプライバシー権の侵害に当たる点で適用違憲であるというものであった。⁽⁵⁷⁾ これに対してブッシュ知事側が控訴したが、事案の性質に鑑みて州最高裁で審理すべきとのマイケル側の主張が容れられ、事件は州最高裁に移された。

六月一六日、フロリダ州最高裁に事案は係属することとなり、八月三日にテリ法の合憲性についての口頭弁論を開くことを決定、九月二三日、州最高裁は巡回裁判所の判決のうち、権力分立に関する論点のみについて以下のように言及し、テリ法を違憲とした巡回裁判所の判断を全員一致で維持した。⁽⁵⁸⁾ すなわち、終局判断を下した司法権への侵害であると同時に立法権の限度を超えた権限委譲にあたる、行政権の行使には明確な基準がなく裁量が無制限で、適

切な司法審査も不可能となり、三権のバランスを欠くことになる、などとして、三権を担う機関のいずれも他権を侵害できずまた憲法の想定を超えて権限を他権に委譲できないとするフロリダ州憲法 (Fla. Const. art. II, §3) の規定する三権分立に反するとした。さらに、州知事の一方的な権限行使を認める内容となっており、患者の意思が介在する余地がなく、適正手続を欠く、ということも指摘している。

一〇月四日、ブッシュ知事は再弁論を求めたが、同月二二日、州最高裁はこれを退けた。⁵⁹そこで同月二五日、ブッシュ知事は連邦最高裁に裁量上訴を求め、その間、テリへの人工延命措置の継続を州最高裁に求めた。

これと並行して、シンドラー夫妻から別の訴訟が起されている。二〇〇四年三月二〇日に、ローマ法王ヨハネ・パウロ二世は、「生命維持治療と植物状態・科学の進歩と倫理とのダイレンマ」と題する法話を行っていた。⁶⁰これを受けて、七月一九日、テリ法を違憲とする裁判所の判断により生命維持措置を中断することは、テリの信仰の自由および生命権の侵害にあたるとして訴訟を提起したのである。これに対して、一〇月二二日、州巡回裁判所のグリーア判事は、先のテリ法違憲訴訟に関するブッシュ知事からの不服申し立てとともに、この訴えを棄却したが、テリからの人工延命措置の中断を認めた二〇〇〇年二月一日の判決の効力を同年二月六日まで停止した。そこでブッシュ知事は、連邦最高裁に裁量上訴を求める意向を州最高裁に伝え、それまでの間、テリへの人工延命措置の継続を求めた。同月二五日、フロリダ州最高裁はこれを認め、先の一〇月二二日の同裁判所決定の効力を同年一月二九日まで停止する決定を下した。⁶¹ブッシュ知事は一二月三日、フロリダ州最高裁のテリ法違憲判決の見直しを求めて連邦最高裁にサーシオレライを求めて提訴した。

一方、一月二三日、シンドラー夫妻は一〇月二二日に出生された巡回裁判所での申立て棄却決定に対して不服申し立てを行ったが、二月二九日、州第二控訴裁判所はこれを棄却した。翌二〇〇五年一月一〇日、シンドラー夫妻は再びマイケルをテリの後見人から外すように裁判所に求め、さらに一三日、州第二控訴裁判所に対して二〇〇四年一月二九日の決定の見直しと、それまでの間、テリへの人工延命措置の中断の停止を求めて提訴したが、結局、二月一日、グリーア判事はこれも棄却した。その後もシンドラー夫妻は棄却決定の再考を申し立てるが、いずれも採用されることはなかった。

一月二四日、連邦最高裁はフロリダ州最高裁判決のサーシオレイ請求を棄却した⁽⁶²⁾。これによってフロリダ州テリ法は事実上、違憲による無効が確定したことになる。

ところが、州立法当局が再び介入を行う。二月一八日、フロリダ州下院に、一定の利害関係者からの請求により、植物状態の患者から中断が許される人工延命措置の範疇から人工栄養と水分補給を除外する法案(2005 Fl. H. B. 701)が提出された⁽⁶³⁾。同様の法案(2005 Fl. S. B. 2128)は三月七日、上院にも提出されているが、三月一七日には上院委員会がこれを否決、結局両法案とも、テリの死後、五月六日に廃案となっている。この他にも、既に二〇〇三年一月二一日、フロリダ州上院に、リビング・ウィルが存在しない場合には植物状態の患者から人工栄養・水分補給の中断を禁止する内容の法案(2004 Fl. S. B. 692)が提出されたが、二〇〇四年四月一六日、委員会において取り下げられていた⁽⁶⁴⁾。

テリへの人工延命措置の中断が二月二二日にも許容されるようになることを受けて、同月二一日、州第二控訴裁判

所は同月一五日に申し立てられていてシンドラー夫妻からの請求を棄却するとともに、同月一八日の請求に対する口頭審問を二三日に開くことを決定した。二二日、グリーア判事は二三日の午後五時まで中断の執行命令の停止を命じた。二三日、口頭審問の後、グリーア判事はさらに執行停止を延長した。さらに同日、今度はフロリダ州の厚生福祉当局 (Florida's Department of Children and Families : DCF) が後見に関して介入を求めて請求を行ってきたが、グリーア判事はこれを退けている。そして二五日、グリーア判事は、上級裁判所の決定がない限り、三月一八日にテリへの人工延命の中断を認めるとする決定を下した。

その後も、シンドラー夫妻はあらゆる手を尽くして中断阻止のための請求を行ったが、フロリダ州における法的手段はほぼ尽きた形となった。

IV. ブッシュ大統領の介入と連邦議会の動き

フロリダ州の立法と行政を動かした保守派の圧力は、連邦にも及んでいた。フロリダ州での展開に限界が見え始めた二〇〇四年、今度はフロリダ州知事ジェブ・ブッシュ氏の実兄であるアメリカ合衆国大統領ジョージ・ブッシュ氏がテリ事件に介入することとなった。

二〇〇五年三月八日、共和党議員が連邦下院に、連邦裁判所が人身保護令状を用いることによってシャイボ事件の事物管轄を認める法案 (2005 H. R. 1151) を提出⁽⁶⁶⁾、さらに同月一六日、人身保護令状を用いることなく連邦裁判所への事件の移送を可能にする修正案 (2005 H. R. 1332) を提出した⁽⁶⁷⁾。さらに三月一七日、シンドラー夫妻による連邦

最高裁への請願が棄却されたその日に、連邦上院に、個人救済法案（private bill）としてテリ・シャイボの救済に向けた法案（2005 S. B. 653）が提出された⁶⁹。

三月一八日、テリへの人工延命措置の中断が予定されていたその日、連邦下院の政府改革委員会がマイケル他医療関係者ら五名の召喚状を提出、この間の人工延命措置の継続を命じた。さらに後見をめぐる裁判への介入も示唆、グリーア判事に人工延命措置中断命令の停止を求めると同時に、グリーア判事による即時の棄却を防ぐためにフロリダ州最高裁に緊急救済請求（emergency all-writs petition）を行った。しかしこれをフロリダ州最高裁は棄却⁶⁸、委員会は即時連邦最高裁に再審理を求めたが連邦最高裁もこれを棄却した⁶⁹。そしてその日の午後、テリから三度目となる人工延命措置の中断が行われた。シンドラー夫妻は人身保護令状によるテリの保護を連邦地方裁判所に求めたが、連邦地裁は管轄権がないとしてこれを棄却、さらに仮差し止め命令の請求に対しても、シンドラー夫妻が合衆国憲法訴訟で勝訴する見込みがないとしてこれも棄却した⁷⁰。

三月一九日深夜から翌二〇日にかけて、イースター休暇を返上して連邦上院はテリ・シャイボ個人の救済に向けた緊急法案（2005 S. B. 656）の審議に当たるとともに、下院との折衝に打開策を模索する。ここに至って、連邦議会では共和党と民主党との妥協が成立、同日、三名の上院議員が議案を提出、これは全員一致が原則のため、翌二二日までの異議申し立て期間を経過後、同法案は連邦上院を通過することとなり、連邦下院へ送られた。

三月二一日午前零時三〇分、同緊急法案は共和党を中心に審議のため休暇を返上して集まった下院を二〇三対五八で通過、午前一時一一分、待ち構えていたジョージ・ブッシュ大統領が署名して「連邦テリ法」は成立、即時施行さ

れた。

そこで成立した連邦法の概要は以下の通りである。

アメリカ合衆国連邦法 Pub. L. 109-3(2005) (要約)

§ 1 「テレサⅡマリーⅡシャイボの両親からの請願」

フロリダ中部を管轄する連邦地裁は、テレサⅡマリーⅡシャイボに対する人工栄養・水分補給・医療の中断・差し控えに関して、本人に代わって行われる合衆国憲法及び連邦法違反の主張について審理・決定・判決を行う管轄権を有する。

§ 2 「手続」

テレサⅡシャイボのいずれの両親も、本法により当事者適格を有する。訴追は、生命維持治療中断にかかる審理に携わった州の司法関係者及び中断を求めた関係者に対して行われうる。この場合、連邦地裁は、あらゆる州裁判所の判断を考慮せずに、改めて審理を行うこととする。連邦地裁は、遅滞なく、また州裁判所の判断にとらわれることなく、そして州裁判所による救済が尽くされているかどうかに関わりなく、訴訟を審理し判断するものとする。

§ 3 「訴訟上の救済」

本法による訴訟利益の確認の後、連邦地裁は、テレサⅡシャイボの生命維持治療の中断に関して、彼女の合衆

国憲法及び連邦法上の権利を擁護するために必要な宣言判決もしくは差止命令を出すこととする。

§ 4 「手続の期限」

新たに期限が設けられない限り、手続は本法施行後三〇日以内に行われなければならない。

§ 5 「特例措置」

本法の規定は、何ら新たな実体的権利を保障したものではない。

§ 6 「自殺幫助との関係」

本法の規定は、何ら自殺幫助及び自殺幫助に関する州法についての新たな管轄権を認めるものではない。

§ 7 「将来の立法との関係」

本法の規定は、将来の立法に対する先例とはならない。

§ 8 「患者の自己決定権法との関係」

本法の規定は、一九九〇年患者の自己決定権法（連邦法）に対して何ら影響を及ぼさない。

§ 9 「連邦議会の趣意」

第一〇九回会期連邦議会は、人工栄養・水分補給・医療の供給・差し控え・中断に関して判断を示すことができない者の法的地位と権利に関する政策について検討しなければならない。

この連邦法の特徴は、フロリダ州テリ法の違憲訴訟を考慮してテリへの生命維持措置の再開を直接大統領が命令するという形をとらず、ただ、合衆国憲法および連邦法との関係において事物管轄権を連邦裁判所にも認め、テリの両

親であるシンドラー夫妻に訴訟当事者としての適格性を与えるものであって、シンドラー夫妻からの訴追により、連邦裁判所への事件の移送を可能にしたという点にある。

さらに第一条にテリの名前が明記されており、いわゆる特別立法としての性質を示しているが、これは、第七条に置かれた本法の先例性をわざわざ否定する条文とも関係している。すなわち、そもそも共和党の伝統的な立場は、州の自治・自主性を重んじ、連邦による介入には消極的であり、特にフロリダ州テリ法への違憲判断を受けて、立法の介入に批判的な民主党に加えて、共和党の中にも批判的な意見も見られた。しかし、強力なロビー団体となった保守キリスト教系のプロ・ライフ派の強硬な要請を無視しえず、共和党内をまとめ、民主党との間でも妥協が成立したのであった。それは、テリの名前を掲げることとこれをテリの事件に限定するという性質を強調し、さらに新法を先例としないという条文を入れるというものであった。すでにテリの生命維持措置は中断されており、時間との争いとなっている現況に鑑みて、憲法論争を回避し、一刻も早くテリへの生命維持措置を再開しようとの意図が見て取れる。

しかし、事態は転換期を迎えることとなる。このような大統領らの介入に対して、世論は反発する。各種世論調査では、ブッシュ政権への支持率が急落する結果となり、ブッシュ政権は、これをキリスト教保守派への傾倒に対する世論の警戒感と受け止める。そしてテリ法の導入に意欲的であった議員らも一様に、トーンダウンの様相を見せ始める。

シンドラー夫妻は連邦テリ法の規定に基づいて、即時にフロリダ州タンパにある連邦地裁にテリへの生命維持措置の再開を求めた。しかし翌二二日、ホイットモア連邦判事はこれを棄却¹⁷、シンドラー夫妻はこれを不服として連邦第

一 巡回控訴裁判所に提訴するとともに、連邦地裁に新たな主張を追加して訴状を提出した。しかし二三日、連邦第一巡回控訴裁判所小法廷は二対一で連邦地裁の判断を支持⁽⁷²⁾、これに対するシンドラー夫妻の大法廷による再審理の申し立ても棄却された⁽⁷³⁾。

この日、フロリダ州議会では三月一五日に委員会を通過していた上院法案 (2005 Fl. S. B. 804) が上院本会議で否決されたため、ジェブ・ブッシュ知事は、虐待の疑いでテリの身柄保全を州の厚生福祉当局 (DCF) に指示した。しかしグリーンア判事が口頭審問の開催を決定し、その後、DCFに対して、テリの身柄をホスピスから移送したり人工延命措置を再開したりすることを禁止する差止命令を出し、これに対する上訴はいずれも棄却された⁽⁷⁴⁾。

シンドラー夫妻は連邦最高裁にサーシオレイを求めて提訴するとともに、グリーンア判事による差止命令への不服申し立てを連邦地裁に申し立てた。また五名の連邦下院議員が連邦最高裁にシンドラー夫妻側の法廷助言者として書簡を送っている。結局、二月二四日、連邦最高裁はサーシオレイの請求を棄却した⁽⁷⁵⁾。

さらにシンドラー夫妻は人工延命措置の中断が合衆国憲法修正第一四条に違反するなどとして連邦地裁に新たに提訴を行ったが、翌二五日、連邦地裁のホイットモア判事はこれを棄却した⁽⁷⁶⁾。

三月二五日、シンドラー夫妻はホイットモア連邦判事の決定に対する不服申し立てを連邦第一巡回控訴裁判所に申し立てるとともに、少なくとも連邦控訴裁判所での判断が下されるまでの間、テリへの人工延命措置を継続することをグリーンア判事に申し立てたが棄却される⁽⁷⁷⁾。州最高裁への不服申し立ても、事物管轄権がないとの理由で棄却された。一方、DCFもグリーンア判事の棄却決定に対して控訴を行ったが、同月二九日、州第二控訴裁判所はこれを棄却

している。⁽⁷⁸⁾

同月二九日、控訴期間を過ぎているにもかかわらず、シンドラー夫妻は連邦巡回控訴裁判所に対して大法廷での再審理を求めたが、翌三〇日、連邦巡回控訴裁判所はこれを棄却⁽⁷⁹⁾、連邦最高裁もこれを支持した。⁽⁸⁰⁾

二〇〇五年三月三一日午前九時五分、テリ・シャイボは死亡した。マイケルによってシャイボ夫妻はテリの臨終に臨むことが許されなかったという。遺体はマイケルからの請求により検死解剖のため郡コロナ事務所に搬送された。同日、グリーア判事によってテリの遺産相続がマイケルに認められた。⁽⁸¹⁾

六月一五日、テリの検死の担当官は、テリの脳は恒常的な植物状態にあり、回復が不可能であり、また虐待の痕跡となるものは発見できなかったと結論付けた報告書を提出した。⁽⁸²⁾しかし六月一七日、さらにジェブ・ブッシュ知事は、マイケルによるテリへの虐待の痕跡がなかったかの精査を州の検察当局に指示したが、⁽⁸³⁾同月二七日、検察は虐待を裏付ける証拠が発見できなかったとの報告書を提出、七月七日、ブッシュ知事もようやく予先を納め、以後の調査の打ち切りを承認した。⁽⁸⁴⁾こうしてようやくテリ事件が幕を下ろすこととなった。

V. 考察と今後の展望

このように、長年にわたって複雑な経緯をたどりながら争われてきたシャイボ事件であったが、そもそもその争点は非常に単純なものである。すなわち、テリ・シャイボの病状が回復不可能な植物状態といえるか、テリの置かれた状態下でテリ本人が延命措置の継続を拒絶する意思を有していたのか、そしてその意思の証明が、州法の要求する「明

白で確信を抱かせるに足る」程度に証明されているかどうか、という点であった。つまりは、すべて事実認定の問題に帰するものであって、そこでは、州法の規定内容そのもの、あるいはテリが自分の意思を表示したりビング・ウィルやその他の書面、ビデオ映像、両親や友人達に語った言葉などが残されていた場合の人工延命措置の中断の可否についてまで争われたものではなかったということを確認しておく必要がある。

この事件を、全米を二分する論争にまで発展させたのは、保守系キリスト教右派を中心とした、いわゆるプロ・ライフ派の政治的な思惑であった。

アメリカ合衆国における宗教については、人口比でプロテスタント系が五〇六割、カトリック系が二〇三割を占めるといわれている。カトリック信者として初めてアメリカ合衆国大統領に就任したケネディー大統領の頃には、一時、両者の対立関係が見られた時期もあったが、ここ数十年、カトリックと福音派などの保守系プロテスタントの歩み寄りが見られる。特に一九九〇年代の協調路線以降、この傾向は顕著となり、一九九五年の当時の法王ヨハネ・パウロ二世による著名な法話「生命の文化」⁽⁸⁵⁾によって両者の協調関係は確固たるものとなったとされる。すなわち、現在、墮胎問題や安楽死問題をめぐってプロ・ライフ（生命尊重）派とプロ・チョイス（自由権尊重）派とが対立しているが、政策における生命尊重という点でカトリック・プロテスタント両者が互いに協調することで、政策上の共通の利益を得ることができるからである。その後、宗派を超えたプロ・ライフ派のNGOやNEOが多数組織され、活動を展開してきているが、これらの諸団体は、資金も非常に潤沢で、現在のアメリカ合衆国で最も強力なロビー団体となっている。さらに、九・一一の連続テロ事件以降、アメリカ合衆国では生命尊重の風潮が支配的となっていること

も背景としてあげられよう。

フロリダ州のブッシュ知事や州議会が介入した時期は、折しも、接戦が予想された二〇〇四年の大統領選挙の年と符合する。当初は民主党ゴア候補の優勢も伝えられていたため、共和党ブッシュ陣営は、保守系キリスト教の支持を得ることによって巻き返しをはかっている最中のことであった。大接戦の末、再集計をめぐって混乱が続く司法問題にまで発展、最終的にまさにこのフロリダ州の選挙結果によってブッシュ氏が勝利を納めることができたことは記憶に新しいが、これには保守系キリスト教教会の貢献が大きかったと伝えられている。

大統領選挙の直前にあたる二〇〇四年三月二〇日、故ヨハネ・パウロ二世は墮胎や尊厳死を批判する声明を出しており、⁽⁸⁶⁾ 法王の健康悪化が懸念される中で、カトリック系を中心に、法王の意思を遂行しようとする運動が高まりを見せ始めていた。このような中で、テリの尊厳死問題が格好の素材を提供することとなり、テリの尊厳死阻止に向けて保守系カトリック教の指導者らが共和党・民主党を問わずにロビー活動を展開したとされる。

また現在のアメリカ合衆国の特殊な政治情勢も確認しておく必要がある。アメリカ合衆国では一般的に、大統領の所属政党と連邦議会の多数派を占める政党とは逆になるが、これはアメリカ合衆国民の政治的バランス感覚の産物であると言われている。しかし現在はこのどちらもが共和党で占められている。二〇〇一年のテロ直後、強硬な姿勢をとるブッシュ大統領への支持が高まる中、翌二〇〇二年の中間選挙で共和党が圧勝し、議会での多数派を獲得したためである。行政府の長である大統領と立法権を担う連邦議会とが同じ共和党によって占められているということは、連邦法が成立しやすいということを意味する。

さらに司法上も特殊な時期と重なっていた。レインキスト連邦首席裁判官が健康上の理由から、退任するのではないかとの憶測も出ていたことに加えて、これまで数々の司法問題でキャスティングボードを握っていたオコナ判事の退官が決まっていたからである。オコナ判事は、クルーザン事件判決においては、法廷意見が人工延命措置を拒否する憲法上保障された利益の存在を「仮定する」という控えめな表現を用いていたのに対して、より明確に、憲法上の権利性を示唆する表現を用いており、彼女の後任いかなでは連邦最高裁のバランスが大きく変わる可能性があった。そのため、この機会に、共和党・ブッシュ大統領が保守的な裁判官を任命し、一気に堕胎や安楽死問題に決着をつけようとするのではないかとの見方も出ていた。

このように、政治上、司法上の特殊な状況がいくつも重なっており、これを好機と保守系キリスト教諸団体のロビ―活動が非常に活発化していた結果、一人の女性の尊厳死問題がこれほどまでに大きな政治的問題に発展したと推察される。

しかし、本事件を単なる政治的ドラマとのみ位置付けることは適當ではない。それは、本事件が、尊厳死問題にまだ未決着の部分があることを露呈した点で重要であると考えられるからである。

テリのように、人工栄養や水分補給が中断された場合、通常、患者は二週間ほどで脱水症状あるいは栄養失調を呈して「餓死」するに至る。本事件を通じて、植物状態のテリの様子や餓死という現実などが映像をともなって連日報道され、これが尊厳死、自然死と言えるか、ということがあらためて世に問われることとなった。おそらく尊厳死容認の大勢は変わらないと思われるが、植物状態の現状、人工栄養中断から餓死へのプロセスについてあらためて国民

の関心を喚起した点は特記すべきであろう。これはすなわち、クルーザー事件連邦最高裁判決で棚上げにされた問題が問われようとしていることを意味する⁽⁸⁹⁾。そしてこの点が、アメリカ合衆国における尊厳死、安楽死（医師による自殺補助）問題の礎石となっただけに、見逃しえない重要な問題を提示していると思われる。本事件を契機に国民の意識が高まり、紛争を避けるためにリビング・ウイルを作成する人が急増していると伝えられており、尊厳死自体の要件についても、例えば本人の意思確認か最善の利益か、人工栄養は中断の対象に入るのかといった点について議論が再燃し、統一的な流れへと至ることも考えられる。

さらに重要な点は、本事件が、国民の生命の終焉に際して、立法、行政、司法のどの機関が、また連邦と州のどちらが、最終的に責任を有するのかという、三権分立の根幹に関わる問題が提起された点にある。生命の終焉をめぐる問題で司法判断が下された後に行政府が介入した例も散見されるが、ここでは、住民の生命保持に対して行政府は責任を負う、という理論から、住民の生命保持に対して政府は利益を有する、との結論を導くという論理的飛躍が見られるように思われる。本事件においては、州知事や大統領といった行政権の介入に対して批判が強かったと一般的に受け止められているが、今後、この問題が大きな論点となっていくことが予想される⁽⁹¹⁾。

今回の事件では、保守系キリスト教への傾倒に対する世論の抵抗感が意外に強かったと受け止められているため、性急な変化には至らず、今後もしばらくはプロ・ライフ派とプロ・チョイス派との拮抗状態が続くものと思われる。いずれにせよ、生命の終焉をめぐる法的論争の今後の展開を占う第一幕は、これから行われる連邦最高裁人事であるであろう。そして第二幕は、実は既に開いていると考えられる。すなわち、二〇〇三年一月、一種の墮胎行為であるパー

シャル・バース・アボーションを禁止する連邦法が制定されたが、この連邦法に対して、二〇〇五年七月、連邦第八巡回控訴裁判所が違憲判断を下したのがそれである。この問題の決着も、早晚、連邦最高裁に持ち込まれることが予想され、その判断が注目される。

(1) 人工栄養および水分補給を含む人工延命措置の不開始または中断については、我が国では一般に尊厳死という言葉が使用されている。一方、アメリカ合衆国においては、尊厳死や自然死という言葉が用いられてきたが、オレゴン州の積極的安楽死(医師による自殺補助)を合法化した法律にも「オレゴン州尊厳死法」という名称が用いられて以降、端的に「人工延命措置の不開始または中断」と表現されるのが一般的となってきた。本稿では、我が国の使用例に倣い、尊厳死という語句を用いることとする。なお、アメリカ合衆国におけるこのような表現の持つ意義については、拙稿「アメリカ合衆国における安楽死議論の礎石」同志社法学五六巻六号七五七頁以下を参照されたい。

(2) *In re Quinlan*, 355 A. 2d 647 (N. J. 1976).

(3) *Cruzan v. Dir., Mo. Dept. of Health*, 497 U. S. 261 (1990).

(4) 本裁判で争われたのは、テリからの人工延命装置の取り外し(removal)であったが、事実関係に照らし合わせると、テリの胃に外科的手段によって直接装着された栄養チューブ等が取り外された形跡は定かではなく、単にチューブからの栄養補給・水分補給が中断されただけのようにも思われる。このため、本稿では、人工延命措置の中断という文言を用いることとする。

(5) テリの両親によると、そもそもこの摂食障害は、夫マイケルがテリに強要した無理なダイエットが原因であるとしている。

(6) *Schindler v. Schiavo (In re Schiavo)*, 780 So. 2d 176, at 177 (Fla. 2d Dist. Ct. App. 2001).

(7) *Id.* at 178.

(8) フロリダ州では、後見人による代行判断に関して、親族間等で意見の一致が見られない場合、地裁にあたる巡回裁判所が後見人として判断を下すことができるが、訴訟のための後見人の主な役割は、その際に裁判所に事実関係等を調査して報告することである。

(9) See, §765, 401, Fla. Stat. なお、二〇〇〇年の法改正により、患者がリビング・ウィル等の事前の意思表示を残しておらず、また家族や近親者など、適切な後見人がいない場合には、患者の「最善の利益」に従って人工延命装置の取り外しが認められることとなっている。

- (10) In re Guardianship of Schiavo, File No. 90-2908 GD-003 (Fla. Cir. Ct. for Pinellas County, Feb. 11, 2000).
- (11) In re Guardianship of Schiavo, File No. 90-2908 GD-003 (Fla. Cir. Ct. for Pinellas County, Mar. 24, 2000).
- (12) Schindler v. Schiavo (In re Schiavo), 780 So. 2d 176 (Fla. 2d Dist. Ct. App. 2001), rehearing denied (Feb. 22, 2001); シンドラー夫妻の主張は、(一) 相続問題に鑑みて、夫マイケルは後見人として適切ではなく、裁判所は別に法定後見人を指名すべきであった、(二) 多くのアメリカ人は治療の望みなく無期限に人工延命を受けることを望んでいないとの世論調査結果を示した医師の証言に影響され、地裁判事が「患者の最善の利益」基準に引きずられた可能性がある、(三) 争いのある証言は、州法が要求する「明白で確信を抱かせる程度の証拠」としては不十分である、とどう点づけた。州控訴裁判所は、これら全てを退けている。Id. at 179.
- (13) ANITA KUMAR, Terri Schiavo's parents get more time to fight. St. Petersburg Times (Florida), March 23, 2001, p. 3B.
- (14) Schindler v. Schiavo (In re Schiavo), 789 So. 2d 348 (Fla. 2d Dist. Ct. App. 2001).
- (15) ANITA KUMAR, Father accuses judge of bias., St. Petersburg Times, April 13, 2001, p. 4B.
- (16) ANITA KUMAR, Court: Appeal can't stop removal of life support., St. Petersburg Times, April 12, 2001, p. 1B.
- (17) St. Petersburg Times, April 17, 2001, p. 3B.
- (18) Schindler v. Florida, 2001 U. S. Dist. LEXIS 25924.
- (19) ANITA KUMAR, Ethical storm swirls after a final meal., St. Petersburg Times, April 25, 2001, p. 1A.
- (20) WILLIAM R. LEVESQUE, Doctors resume feeding Schiavo., St. Petersburg Times April 27, 2001, at p. 1A; DAVID SOMMER, Judge orders woman's feedings to resume, Tampa Tribune (Florida) April 27, 2001, at p. 1.
- (21) Schindler v. Schiavo (In re Schiavo), 792 So. 2d 551 (Fla. 2d Dist. Ct. App. 2001).
- (22) Id., 557-561.

- (23) *Id.*, 561-563.
- (24) *Id.*, 563-564.
- (25) ANITA KUMAR, Judge sets Schiavo deadline., *St. Petersburg Times*, August 8, 2001, p. 1B.
- (26) *St. Petersburg Times*, August 11, 2001, p. 9B.
- (27) *St. Petersburg Times*, August 16, 2001, p. 3B.
- (28) DAVID SOMMER, Judge: Continue Schiavo's Care., *St. Petersburg Times*, August 18, 2001, p. 1.
- (29) ANITA KUMAR, Court delay allows feeding tube to remain., *St. Petersburg Times*, October 4, 2001, p. 3B.
- (30) Schindler v. Schiavo (In re Schiavo), 800 So. 2d 640(Fla.2d Dist.Ct.App. 2001). Rehearing denied November 1 and November 7, 2001.
- (31) WILLIAM R. LEVESQUE, Talks in Schiavo case fail to end family feud., *St. Petersburg Times*, February 14, 2002, p.4B.
- (32) In re: Schiavo v. Schindler, 816 So. 2d 127 (Fla. 2002).
- (33) CRAIG PTTMAN, Judge: Schiavo can't recover. *St. Petersburg Times*, November 13, 2002, p. 1A.
- (34) In re Schiavo, 2002 WL 31817960 (Fla. Cir. Ct. Nov. 22, 2002) (No. 90-2908-GB-003).
- (35) WILLIAM R. LEVESQUE, Judge delays removal of Schiavo's feeding tube., *St. Petersburg Times*, December 14, 2002, p. 3B.
- (36) Schindler v. Schiavo (In re Schiavo), 851 So. 2d 182 (Fla. 2d Dist.Ct. App. 2002).
- (37) Schindler v. Schiavo, 2003 Fla. App. LEXIS 14167 (Fla. 2d Dist.Ct. App. 2002).
- (38) Schindler v. Schiavo, 855 So. 2d 621 (Fla. 2003).
- (39) *St. Petersburg Times*, August 30, 2003, p. 3B.
- (40) WILLIAM R. LEVESQUE, Decision increases deadline urgency., *St. Petersburg Times*, October 11, 2003, p. 1B.
- (41) WILLIAM R. LEVESQUE, Judge sets day for feeding tube removal., *St. Petersburg Times*, September 18, 2003, p. 1B.
- (42) WILLIAM R. LEVESQUE, Schiavo's family ends legal fight., *St. Petersburg Times*, October 15, 2003, p. 1A.
- (43) See, ex., WILLIAM R. LEVESQUE, Battles end with quiet removal of feeding tube., *St. Petersburg Times*, October 16, 2003, p. 1A.;

- ABBY GOODNOUGH, *Feeding Tube Is Removed In Florida Right-to-Die Case*, *The New York Times*, October 16, 2003, P. 14.
- (44) ABBY GOODNOUGH, *Jeb Bush Files Brief in Case Of Woman on Life Support*, *The New York Times*, October 8, 2003, p. 22.
- (45) WILLIAM R. LEVESQUE, *Effort to Intervene for Schiavo Falls Short*, *St. Petersburg Times*, October 18, 2003, p. 1B.
- (46) ALISA ULFERTS; WILLIAM R. LEVESQUE; STEVE BOUSQUET, *House votes to save Schiavo*, *St. Petersburg Times*, October 21, 2003, p. 1A.
- (47) ウルフンン氏による調査報告書は二〇〇三年十二月一日に提出されている。それによると、テリは恒常的植物状態にあり、回復の見込みがないとされたが、職フテラストの実施の必要性について一定の支持を打ち出している。この報告書については、http://www.nyflorida.com/nyflorida/governorsoffice/review_year/docs/wolfson.pdfから入手できる。なお、本報告書は、二〇〇〇年に改正されて患者の最善の利益基準が導入された代行判断に関するフロリダ州法の規定にしたがって、テリの意思推定のみならず、最善の利益の追求も視野に入れられている。See, *Id.*, at p.5.
- (48) Manuel Roig-Franza, *Woman's Feeding Tube Is Ordered Reinstated*; Gov. Bush Gains Power To Override Courts, *The Washington Post* October 22, 2003, p. A01.; WILLIAM R. LEVESQUE; LUCY MORGAN; JAMIE JONES; CRAIG PTTMAN, *Gov. Bush's order puts Schiavo back on fluids*, *St. Petersburg Times*, October 22, 2003, p. 1A.
- (49) Schiavo v. Bush, No. 03-008212-CI-20 (Cir. Ct. Pinellas County, Florida).
- (50) WILLIAM R. LEVESQUE; STEVE BOUSQUET, *Bush seeks wider Schiavo inquiry*, *St. Petersburg Times*, November 8, 2003, p. 7B.
- (51) DAVID SOMMER, *Governor Sidetracks Schiavo's Lawsuit*, *Tampa Tribune (Florida)* November 11, 2003, p. 1.
- (52) WILLIAM R. LEVESQUE, *Judge calls Terris Law intrusive*, *St. Petersburg Times*, November 15, 2003, p. 1B; PHIL LONG, *JUDGE BLASTS 'TERRIS LAW'*, *The Miami Herald* November 15, 2003, 3B.
- (53) *Bush v. Schiavo*, 861 So. 2d 506 (Fla. 2d Dist.Ct. App. 2003) (No. 2D03-5244).
- (54) *Bush v. Schiavo*, 866 So. 2d 136 (Fla. 2d Dist.Ct. App. 2004) (Case No. 2D03-5783).
- (55) *Bush v. Schiavo*, 866 So. 2d 140 (Fla. 2d Dist.Ct. App. 2004).

- (96) *Bush v. Schiavo*, 871 So. 2d 1012 (Fla. 2d Dist.Ct. App. 2004).
- (97) See, *Bush v. Schiavo*, 885 So. 2d 321 (Fla. 2004) at 328.
- (98) *Bush v. Schiavo*, 885 So. 2d 321 (Fla. 2004).
- (99) *Bush v. Schiavo*, 2004 Fla. LEXIS 1918 (Fla. 2004).
- (99) ADDRESS OF JOHN PAUL II, TO THE PARTICIPANTS IN THE INTERNATIONAL CONGRESS ON "LIFE-SUSTAINING TREATMENTS AND VEGETATIVE STATE: SCIENTIFIC ADVANCES AND ETHICAL DILEMMAS" available at <http://www.vatican.va/holy_father/john_paul_ii/speeches/2004/march/documents/hf_jp-ii_spe_20040320_congress-franc_en.html>.
- (10) Available at <http://www.floridasupremecourt.org/pub_info/summaries/orlets/04/04-925/Filed_10-27-2004_Order_RecallingMandate.pdf>.
- (99) *Bush v. Schiavo*, 125 S. Ct. 1086 (U.S., 2005). Stay denied by *Schindler v. Schiavo*, 125 S. Ct. 1622 (March 17, 2005). Injunction denied by Comm. on Gov't Reform of the United States House of Representatives v. *Schiavo*, 125 S. Ct. 1622 (March 18, 2005).
- (99) 2005 Fl. H. B. 701, available at <[http://www.flsenate.gov/session/index.cfm? Mode=Bills&SubMenu=1&Tab=session&BI_Mode=ViewBillInfo&BillNum=2128&Chamber=Senate&Year=2005&Title=%2D%3E Bill%2520Info%3AS%25202128%2D%2D%3E Session%25202005](http://www.flsenate.gov/session/index.cfm? Mode=Bills & Sub Menu=1&Tab=session & BI_Mode = View Bill Info & BillNum=0701 & Chamber=House & Year=2005 & Title=%2D%3E Bill%2520Info%3AH%2520701%2D%3E Session%25202005)>.
- (99) 2005 Fl. S.B. 2128 "Starvation & Dehydration of Persons with Disabilities Prevention Act", available at <http://www.flsenate.gov/session/index.cfm?Mode=Bills&SubMenu=1&Tab=session&BI_Mode=ViewBillInfo&BillNum=2128&Chamber=Senate&Year=2005&Title=%2D%3E Bill%2520Info%3AS%25202128%2D%2D%3E Session%25202005>.
- (99) 2004 Fl.S.B.692, "Starvation & Dehydration of Persons with Disabilities Prevention Act", available at <http://www.flsenate.gov/session/index.cfm?BI_Mode=ViewBillInfo&Mode=Bills&SubMenu=1&Year=2004&billnum=s692>.
- (99) 2005 H.R.1151, "Incapacitated Persons Legal Protection Act of 2005", available at <<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/?c109:./temp/~c1093AAWAD>>. 同月十六日に、同様の法案が提出された。

- (67) 2005 H.R.1332, "Protection of Incapacitated Persons Act of 2005", available at <<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/D?c109:1:/temp/~c109jp9AZX::>>>.
- (68) Comm. on Gov't Reform of the United States House of Representatives v. Schiavo, 900 So. 2d 552 (Fla.2005).
- (69) Comm. on Gov't Reform of the United States House of Representatives v. Schiavo, 125 S. Ct. 1622 (2005).
- (70) Schiavo ex rel. Schiavo v. Greer, 18 Fla. L. Weekly Fed. D 361 (M.D.Fla.,2005).
- (71) Schiavo ex rel. Schindler v. Schiavo, 357 F. Supp. 2d 1378 (M.D.Fla.,2005); See, Schiavo ex rel. Schindler v. Schiavo, 2005 U.S. Dist. LEXIS 4570 (M.D.Fla.,2005).
- (72) Schiavo ex rel. Schindler v. Schiavo,403 F.3d 1223 (11th Cir.Fla., 2005).
- (73) Schiavo ex rel. Schindler v. Schiavo, 403 F.3d 1261 (11th Cir. Fla., 2005) Rehearing En Banc denied.
- (74) See, Schindler v. Schiavo (In re Schiavo), 30 Fla. L. Weekly D 743 (Fla.2d Dist.Ct. App. Mar. 18, 2005); Fla. Dep't of Children & Families v. Schiavo, 900 So. 2d 553 (Fla, Mar. 24, 2005).
- (75) Schiavo ex rel. Schindler v. Schiavo, 125 S. Ct. 1692 (2005).
- (76) Schiavo ex rel. Schindler v. Schiavo, 358 F. Supp. 2d 1161 (M.D.Fla., 2005).
- (77) Schiavo ex rel.Schindler v.Schiavo,403 F.3d 1223 (11th Cir.2005).
- (78) Dep't of Children & Family Servs. v. Schiavo, 2005 Fla. App. LEXIS 4325 (Fla. Dist. Ct. App. 2d Dist.2005).
- (79) Schiavo ex rel. Schindler v. Schiavo, 404 F.3d 1270 (11th Cir. 2005).
- (80) Schiavo, ex rel. Schindler v. Schiavo, 125 S. Ct. 1722 (2005).
- (81) See,ex.,St. Petersburg Times, April 1, 2005; The New York Times, April 1, 2005.
- (82) LISA GREENE, She never would have recovered, St. Petersburg Times, June 16, 2005, Pg. 1A.
- (83) CHRIS TISCH; JONI JAMES, Schiavo timeline troubles governor, St. Petersburg Times, June 17, 2005, Pg. 1A.
- (84) DAVID KARP; CHRIS TISCH, Governor to close Schiavo inquiry, St. Petersburg Times, July 8, 2005, Pg. 1B.

- (55) IOANNES PAULUS PP. II, EVANGELIUM VITAE - To the Bishops, Priests and Deacons, Men and Women religious lay Faithful and all People of Good Will on the Value and Inviolability of Human Life(1995.03.25), available at < http://www.vatican.va/edocs/ENG0141/_INDEX.HTM>.
- (56) See, e.g., Frank Langfitt, *Popes Stand on Life Support Unclear for Church Hospitals : Giving Food, Water Moral Obligation*, *Pontiff Says* *Baltimore Sun*, Apr. 3, 2004, at 1A.
- (57) *Cruzan*, 497 U.S. 261, at 279 (1990).
- (58) *Id.*, at 289 (Judge O'Connor concurring).
- (59) この点については、拙稿「アメリカ合衆国における安楽死議論の礎石」同志社法学五六卷六号七四一頁以下を参照されたい。
- (60) See, e.g., *Blouin v. Superior Court*, 356 F.3d 348 (NY, 2d. Cir. 2004); *Gimnore v. Finn*, 527 S.E.2d 426 (Va. 2000); *In re Rosenbush*, 491 N. W. 2d. 633 (Mich. Ct. App. 1992).
- (61) See, e.g., O. Carter Snead, *Dynamic Complementarity: Tert's Law and Separation of Powers Principles in the End-Of-Life Context*; *Barbara A. Noah*, *Politicizing the End of Life: Lessons from the Schiavo Controversy*, 59 U. Miami L. Rev. 107.
- (92) これは、妊娠中期以降に行われ、一般的には、頭部以外がほとんど母体から露出するように胎児を引っぱり出した後、母体内に残っている胎児の後頭部に医療用の鋏の先端を突き刺し、そこから吸引カテーテルなどを使って脳を吸引するというものである。アメリカ合衆国全体では、年間数千件も行われていると言われているが、そのほとんどが、貧困などの社会的理由によるものと推察されている。
- (93) *Partial-Birth Abortion Ban Act of 2003*, Pub. L. No. 108-105, 117 Stat. 1201 (codified at 18 U. S. C. §1531). 本法は、一九九六年と七年の二度、連邦議会が法案を可決したが、いずれも当時のクリントン大統領によって拒否権が発動されていた。二〇〇二年、再度連邦議会に上程され、審議されてきたが、二〇〇三年に連邦議会を通過、二〇〇三年一月、ブッシュ大統領の署名により成立した。See, Alex Gordon, *The Partial-Birth Abortion Ban Act of 2003*, 41 *Harv. J. on Legis.* 501.
- (94) *Carhart v. Gonzales*, 413 F.3d 791; 2005 U.S. App. LEXIS 13561. 同様のネブラスカ州法については、二〇〇〇年に連邦最高裁で違

憲判決が出られてくる。Stenberg v. Carhart, 530 U.S. 914; 120 S. Ct. 2597; 147 L. Ed. 2d 743.

追記

脱稿後、二〇〇五年九月二十九日、ジョン・ロバート連邦高裁判事の第十七代連邦最高裁長官への就任が決定したとの報道に接した。これにより、焦点はオコナ判事の後任人事に移ることとなった。